

町政 HOT NEWS

表彰

令和元年台風19号の被害軽減に尽力  
邑楽消防団が国土交通大臣表彰を受賞

邑楽消防団が国土交通大臣より水防功労者表彰を受賞しました。この表彰は、令和元年台風19号に際し、令和元年10月12日から13日にかけて、延べ198人が河川などの警戒巡視を行い、人名の安全確保と被害の軽減に努めた功績が認められたものです。団長の大塚栄彦さん（前谷東原・2区）は「引き続き、災害に強いまちづくりに努力いたします」と話しました。



邑楽消防団は、台風や大雨などによる洪水時に迅速かつ的確に対応できるよう、水防訓練を行っています。

募集

家庭教育の向上にあなただのチカラを  
社会教育委員の公募

町では、社会教育委員を公募します。▼内容 会議に参加し、教育委員会の諮問に応じ意見を述べる他、必要な調査研究を行い、社会教育に関する諸計画を立案する。また、各種研修会（平日昼間も含む）へ参加する。▼応募資格（次の全てに該当する人）①町内在住 ②令和2年4月1日現在で20歳以上 ③町職員、町議会議員以外 ④年3回程度開催される会議（夜間含む）に出席できる ⑤子育て支援や家庭教育に関わるボランティア活動などを行っている

▼募集人数 2人 ▼任期 令和2年6月1日①から2年間 ▼応募方法 次の2点を直接持参または郵送で提出する ①応募申込書（応募申込書は町教育委員会生涯学習課・中央公民館・長柄公民館・高島公民館にあります） ②作文（400字程度・様式自由） ※テーマ「社会教育委員になったらやってみたいこと」 ▼選考方法 書類選考 ▼応募期限 4月30日④（当日消印有効） ▼申請・問合せ先 町教育委員会生涯学習課 47-5043

広聴

パブリックコメント（意見募集）を行います  
邑楽町議会基本条例の制定

町議会では、「町民に分かりやすい開かれた議会」の実現のため、議会や議員の活動原則等を示した邑楽町議会基本条例を制定します。そこで、条例の制定に伴う、パブリックコメント（意見募集）を行います。▼件名 邑楽町議会基本条例 ▼閲覧期間 4月1日④～30日④ ▼閲覧場所 町議会事務局 ▼時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く。 ▼意見の受付 ▼対象者（次のいずれかに該当する個人または団体） ①町内在住・在勤 ②町内に事務所・事業所がある ③その他本

件に対して利害関係がある ▼提出方法 所定の用紙に記入し、次のいずれかの方法で提出 ①郵送 〒370-0692（住所記入不要）邑楽町議会事務局宛 ②☎88-8303 ③✉gikai@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参 ▼受付期限 4月30日④ ▼その他 提出された意見に対する町議会の回答は、町ホームページと町議会事務局で公表します。提出された意見に対する個別の回答は行いません。 ▼問合せ先 町議会事務局 47-5000

イベント

田園からの直送便  
おうら新鮮朝市を開催

町では、農業者による農産物の直売イベントを開催します。▼日時 5月5日④午前9時～正午 ▼場所 多々良沼公園噴水広場付近 ▼内容 農業者による町内で採れた新鮮な農産物の販売 ※売り切れ次第終了。 ▼申込・問合せ先 役場農業振興課 47-5025



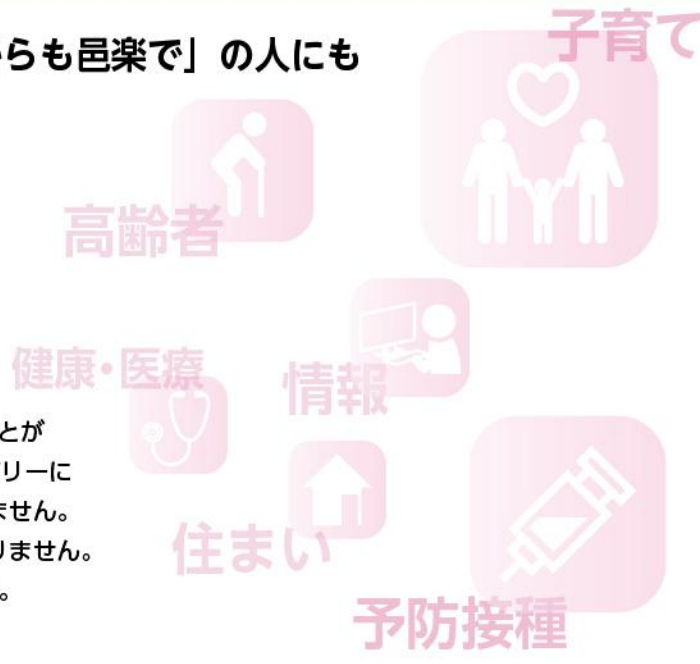
出店者の車両が並び（昨年の様子）

子育て

「ようこそ！邑楽へ」の人にも 「これからも邑楽で」の人にも

くらしのサポート制度

邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがたくさんあります。そこで「サポート制度」の一部を6つのカテゴリーに分けてまとめました。年間を通して手元にあると便利かもしれません。ただし、町からの情報はここに掲載されているものだけではありません。あなたが必要なときに、受け取りやすい方法で、町からの情報を。まずは、町の情報提供方法について確認してみてください。



PICK UP! 町からの情報は4つの方法で

広報おうら

広報紙の役割は、その人にとって必要な情報を見つけてもらい、行政サービスを受けてもらうことにあります。

- ▶発行日 毎月1日（土・日曜日、祝日の場合は直前の平日）
- ▶配布 町内各世帯に、行政区を通じて配布 ※配布の他、役場1・2階、中央公民館、長柄公民館、高島公民館、町民体育館、町立図書館に置いています。

- ▶その他 掲載された写真は本人または家族に差し上げます
- ▶問合せ先 役場企画課 47-5007



Photo Motto フォト motto

好評更新中!

おうらお知らせメール

おうらお知らせメールは、あらかじめ登録した携帯電話やスマートフォン、パソコンのメールアドレス宛てに町や近隣市町のイベント情報や緊急情報、防災情報、不審者情報などを配信します。

- ▶登録方法 ①下のURLを入力するかQRコードを読み取って、配信登録ページにアクセスする ②必要な情報を入力するなど、手順に従って登録手続きする ※登録の操作が分からない、難しいという人は、気軽にお問い合わせください。
- ▶URL ☎ http://cc9.easypocket.jp/(スマートフォン・PC) ☎ http://cc9.easypocket.jp/k/(携帯電話) ▶問合せ先 役場企画課 47-5008



Twitter(ツイッター)

ツイッターは町の情報をすばやく受け取れるツール。配信内容はイベント情報や緊急情報、防災情報、不審者情報などを配信。ご利用には登録が必要です。

- ※登録方法などはQRコードのリンク先から確認してください。
- ▶問合せ先 役場企画課 47-5008



町ホームページ

町ホームページは、広報紙では載せきれない情報などを発信しています。町の最新情報はホームページでチェックを。その他、スマートフォンにも対応しています。

- ▶URL ☎ https://www.town.ora.gunma.jp
- ▶問合せ先 役場企画課 47-5008





Close Up

知っ得!

**CHECK** 事故防止のために探索を速やかに  
**徘徊探知機の貸し出し**

**認知** 症高齢者を介護する家族などの負担を軽減することを目的に「徘徊探知機」を貸し出します。

- ▶ **対象** おおむね 65 歳以上の認知症高齢者などを在宅で介護する人
- ▶ **費用** 1,000 円 (月額)
- ※利用者が住民税非課税の場合は無料。
- ▶ **申請方法** 役場健康福祉課にある申請書で申請する
- ▶ **申請・問合せ先** 役場健康福祉課 ☎ 47-5024

**CHECK** 緊急事態の通報を迅速に行うために  
**緊急通報装置の貸し出し**

**独** り暮らしの高齢者などに簡単な操作で 119 番通報できる「高齢者等緊急通報装置」を貸し出します。

- ▶ **対象** (次の①～④のいずれかに該当する人)
- ① おおむね 65 歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 日中高齢者のみの世帯
- ④ 身体障がい者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活動作に支障のある人
- ▶ **費用** 無料
- ▶ **申請方法** 役場健康福祉課にある申請書で申請する
- ▶ **申請・問合せ先** 役場健康福祉課 ☎ 47-5024、地区の民生委員



**CHECK** 車いす仕様車両の購入や改造を補助  
**介護車両購入費補助**

**要** 介護者の福祉の向上や家族の負担を軽減するために、在宅の重度身体障がい児(者)や寝たきりの高齢者を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造に掛かる費用の一部を補助します。

- ▶ **対象** (次の①か②に該当する人やその家族)
- ① 下肢、体幹機能障害の 1・2 級
- ② おおむね 65 歳以上で寝たきりの人、または日常的に車いすの必要がある人
- ▶ **補助対象** 下表のとおり

対象	補助金額(福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初度登録年月から
	36か月以内 6万円/37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額(上限10万円)

※車両によって、福祉車両と認められない場合もあります。事前にご相談ください。

- ▶ **申請方法** 役場健康福祉課にある申請書で申請する
- ※申請前の購入・改造は対象外。
- ▶ **申請・問合せ先** 役場健康福祉課 ☎ 47-5024



**PICK UP** ! **くらしのQ&A**

**Q** 旅行で一日だけ車いすを使いたいのですが

**A** 町社会福祉協議会で貸し出しています  
町社会福祉協議会では、一時的な車いすの貸し出しをしています。町内に住む人が冠婚葬祭や旅行、買い物、病院からの退院時などで利用できます。期間は最長1か月で、費用は無料です。  
▶ **問合せ先** 町社会福祉協議会 ☎ 88-2408

**Q** シニアパスポートってなんですか?

**A** 高齢者が特典を受けられるカードです  
協賛店で割引などの特典を受けられます。65歳以上で希望する人にカードを配布しています。町内では役場健康福祉課、福祉センター寿荘、中央公民館、長柄公民館、高島公民館にあります。申請には身分証明書が必要です。  
▶ **問合せ先** 役場健康福祉課 ☎ 47-5024

**CHECK** 寝たきりの高齢者の散髪や洗髪を  
**出張理・美容サービス**

**在** 宅で生活している寝たきりの高齢者などに、出張理・美容サービスを行います。

- ▶ **対象** (次の①～④のいずれかに該当し、病気や障がいなどで一般の理髪店や美容院を利用できない人)
- ① おおむね 65 歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 重度障がい者
- ④ 要介護 4 以上の人 (1 年以上)
- ▶ **内容** 利用券 (2,500 円相当) を年間 4 枚支給 ※差額は自己負担です。
- ※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。
- ▶ **申請方法** 役場健康福祉課にある申請書で申請する
- ▶ **申請・問合せ先** 役場健康福祉課 ☎ 47-5024



**CHECK** 在宅で生活する寝たきりの高齢者に  
**紙おむつなどの支給**

**在** 宅で生活している寝たきりの高齢者に、紙おむつなどの支給を行います。

- ▶ **対象** (町内に住所があり、次の①か②に該当する人)
- ① 65 歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護 4 以上の人
- ② 排せつ行為に支障のある身体障害者 1・2 級、療育手帳 A の認定を受けた人
- ▶ **支給内容** 紙おむつを一人につき月 2 袋、または紙おむつ 1 袋と尿取りパット 2 袋のセットで支給
- ▶ **申請方法** 役場健康福祉課に直接申請する
- ▶ **申請・問合せ先** 役場健康福祉課 ☎ 47-5024

**CHECK** 高齢者の安否確認を兼ねて  
**配食サービス**

**高** 齢者などに、安否確認を兼ねて栄養バランスの取れた食事(弁当)を配達します。

- ▶ **対象** (次の①～③のいずれかに該当し、安否確認が必要で調理が困難な人)
- ① おおむね 65 歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 重度障がい者
- ▶ **配食日** 月～土曜日(祝日除く)のうち、希望曜日に夕食を提供
- ▶ **費用** 1 食 500 円
- ▶ **申請方法** 役場健康福祉課にある申請書で申請する
- ▶ **申請・問合せ先** 役場健康福祉課 ☎ 47-5021



**CHECK** 経済的・精神的負担の軽減のために  
**特定疾患見舞金**

**特** 定疾患医療や特定医療費(指定難病)の給付を受けている人などに見舞金を支給します。

- ▶ **対象** (次の①～③のいずれかに該当する人)
- ① 特定疾患医療や特定医療費の給付を受けている
- ② 小児慢性特定医療費の給付を受けている
- ③ じん臓機能障害で人工透析法を受けている
- ▶ **支給額** 患者一人につき月額 3,000 円
- ▶ **申請方法** 役場健康福祉課にある申請書で申請する
- ▶ **必要書類など** 特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定医療費医療受給者証または身体障害者手帳、通帳、印鑑
- ▶ **申請・問合せ先** 役場健康福祉課 ☎ 47-5024



Close Up

**CHECK** 産後ケア

出産後のママをサポート

**出**産直後の産婦の心身ケアや休養などの支援を行います。

- ▶ **対象** 町内に住所がある産後2か月未満のお母さんと赤ちゃん
- ▶ **支援内容** 授乳や乳房ケアなど母乳育児、沐浴などの育児指導
- ▶ **利用者負担額** 1日2,000円(昼食代込み)

- ▶ **利用回数** 産後2か月未満までの期間に7日以内
- ▶ **利用施設・日時など**

施設名	曜日	時間
公立館林厚生病院 (館林市成島町)	☑・☒曜日 ※毎週ではありません。	午前9時30分～ 午後5時30分
鈴木助産院 (太田市丸山町)	毎週☑～☒曜日 ※祝日・年末年始除く。	

- ※時間は事前の相談で変更できます。
- ▶ **申込方法** 電話または直接保健センターへ申し込む
- ▶ **申込・問合せ先** 保健センター ☎ 88-5533

**PICK UP** ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を受けたい人とできる人が会員となって、一時的な育児の支援を有償で行う組織です。仕事と育児の両立を支援し、保護者が少しでもゆとりを持って子育てができるように、円滑な相互援助活動をお手伝いします。子育ての支援を受けたい人「おねがい会員」と、支援ができる人「まかせて会員」を募集しています。

- 利用の流れ**
- ①会員登録**  
役場子ども支援課で会員登録(役場開庁時間に受け付け)  
※まかせて会員、どっちも会員は講習会の受講が必須。
  - ②援助の依頼**  
おねがい会員から依頼があると、まかせて会員に連絡をします
  - ③初回面談**  
おねがい会員とまかせて会員が直接会って、打ち合わせを行います
  - ④援助活動**  
内容についてお互いが同意すると、有償で支援が行われます

- 会員の種類・対象**
- まかせて会員**▶ 子育ての支援ができる人
    - ①町内在住または在勤
    - ②20歳以上の人(学生は除く)
    - ③センターの趣旨を理解いただける人
  - おねがい会員**▶ 子育ての支援を受けたい人
    - ①町内在住または在勤
    - ②3か月～小学6年生までの子どもがいる人
    - ③センターの趣旨を理解いただける人
  - どっちも会員**▶ 両方に該当する人

- 支援内容**
- ▶ 保育施設や放課後児童クラブなどの送迎
  - ▶ 保育開始前や終了後、放課後の預かり
  - ▶ 保護者の病気や冠婚葬祭のときの預かり
  - ▶ 保護者が買い物など外出のときの預かり … など

- 料金基準(子ども1人1時間あたり)**
- 月～金曜日(午前8時～午後6時) ▶ 700円
  - 土・日曜日、祝日など(午前8時～午後6時) ▶ 800円
  - ※上記以外の時間は1時間あたり100円増。
  - ※その他、食費・交通費などは事前に両方で確認。

子育ての支援を町がお手伝い

## 新規会員募集中

ファミサポがあなたの子育てを応援

申込・問合せ先  
役場子ども支援課  
☎ 47-5048

**CHECK** 就学援助費と奨励費

経済的に就学が困難な人のために

**経**済的な理由で、小中学校や高等学校などへの就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用を支給します。

- 【高等学校等就学援助費】**
- ▶ **対象(次の全てに該当する人)**
    - ①町内に在住し、高等学校等に在学している生徒の保護者
    - ②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる
  - ▶ **支給額** 月額2万円
  - ▶ **申請方法** 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に申請する
  - ▶ **必要書類など** 詳しくは、町教育委員会学校教育課へお問合せください



- 【就学奨励費】**
- 小中学校の特別支援学級の児童生徒の保護者に、就学奨励費として学用品・修学旅行・給食などの費用(就学援助費の2分の1)を支給します。支給には条件があります。5月下旬に学校を通じて保護者へお知らせします。
- 【就学援助費】**
- ▶ **対象(次の全てに該当する人)**
    - ①町内に在住し、町内の小中学校に在学している児童生徒の保護者
    - ②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる
  - ※支給は世帯の収入状況などにより決定。
  - ▶ **申請・問合せ先** 町教育委員会学校教育課 ☎ 47-5041

**CHECK** 災害遺児手当

親などを失ってしまった児童のために

**交**通災害や労働災害で親などを失った児童の保護者に災害遺児手当を支給します。

- ▶ **対象(次の①か②に該当する人)**
  - ①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童
  - ②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母

- が障がいの状態となった児童
- ▶ **支給金額** 児童一人につき3,000円(月額)
  - ▶ **申請方法** 役場子ども支援課に直接申請する
  - ▶ **必要書類など** 住民票の写し、事故などを証明する書類、障がいの程度を証明する書類、在学証明、印鑑など
  - ▶ **申請・問合せ先** 役場子ども支援課 ☎ 47-5044

**PICK UP** 子育て世代包括支援センターを開設

4月から保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設します。妊娠・出産・子育ての疑問や相談に対応する相談窓口です。

- ▶ **時間** 平日の午前8時30分から午後5時15分
- ▶ **場所** 保健センター内

詳しくはパンフレットや町ホームページで確認してください



**おうら町 子育て世代包括支援センター**

妊娠・出産・子育ての総合相談窓口

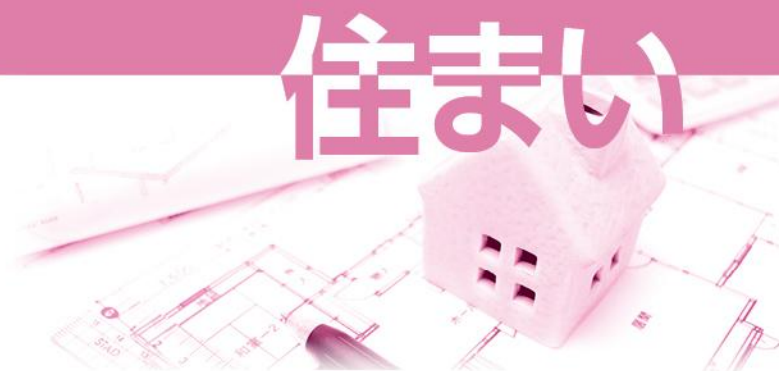
安心 おうらで子育て

お母さん RAY

お母さん RAY







# 住まい

**CHECK** 事前着工にご注意ください  
**住宅リフォーム補助金**

**個人**住宅のリフォーム経費の一部を助成します。申請前の工事は対象になりません。

- ▶対象 (次の①～③全てに該当する人)
  - ①町内在住で、住民登録がある
  - ②町税などの滞納がない
  - ③リフォーム工事について、町で実施する他の制度の住宅の改造や補修に係る補助金を受けていない
- ▶補助対象住宅 (次の①・②に該当する住宅)
  - ①自らが町内に所有し、かつ居住する住宅
  - ②居住部分以外がある場合は、自ら居住する部分
- ▶補助対象となるリフォーム (次の①～③全てに該当するリフォーム)
  - ①町内施工業者による住宅リフォーム
  - ②工事費 (消費税別) が 20 万円以上

- ③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増改築など
- ▶対象となる工事 住宅の増改築、内装・外装工事、建具工事 (戸・障子・ふすま)、畳の張り替え、ガラス工事 (アルミサッシ・戸)、水回り工事 (台所・トイレ・風呂) など

**!** 申請前の工事は対象になりません。ご注意ください

- ▶対象とならない工事 住宅本体以外の工事 (物置・車庫・別棟離れの建築工事)、購入設備 (家電製品・家具・備品) など
- ▶補助金額 工事費 (消費税別) の 10% ※最高限度額 20 万円で 1 住宅 1 回限りの補助。 ※交付は予算の範囲内に限る。
- ▶申請・問合せ先 役場商工振興課 ☎ 47-5026

**CHECK** 地震に対する安全性の確保・向上を  
**木造住宅の耐震サポート**

**旧**建築基準法で建築された町内の木造住宅に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。

- ▶対象建物 (次の①～③全てに該当する建物)
  - ①昭和56年5月31日以前に着工した、一戸建て木造住宅または併用住宅 (居住部分の床面積が 2 分の 1 以上)
  - ②平屋建てまたは 2 階建て
  - ③在来軸組工法で建築したもの
- ▶申請できる人 (次の全てに該当する人)
  - ①対象住宅の所有者で居住者
  - ②町税などの滞納がない
- ▶申請期間 4月20日⑧～9月30日⑨
- ▶必要書類 建築確認申請書 (建築確認済証)、印鑑
- ▶費用 1,000 円 (診断者の交通費)
- ▶木造住宅耐震改修補助 (精密診断・耐震改修工事)
  - ▶対象建物 木造住宅耐震診断を受けた住宅
  - ▶精密耐震診断の補助額 費用の 2 分の 1 の額 (上限 13 万 6 千円)
  - ▶耐震改修工事の補助額 費用の 2 分の 1 の額 (上限 80 万円) ※申請方法や書類は、事前に確認してください。
  - ▶申請・問合せ先 役場都市建設課 ☎ 47-5031

**CHECK** 水質汚濁防止のために浄化槽の設置を  
**浄化槽補助金制度**

**生**活排水による河川などの水質汚濁防止のため、浄化槽設置経費の補助金を交付します。

- ▶補助対象・金額 下表のとおり ※交付は予算の範囲内に限る。

人槽区分	限度額	
	①新規設置	②転換設置
5人槽	13万2千円	44万4千円
7人槽	17万3千円	48万6千円
10人槽	22万8千円	57万6千円
エコ補助金(※)	—	10万円

  - ①住宅を新築する際に浄化槽を設置する場合。②既設の単独処理浄化槽や汲み取り槽を写真などで確認した上で、機能を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合。 ※②の条件を満たす場合の追加補助金となります。
  - ▶受付期間 4月1日⑧～令和3年3月31日⑨
  - ▶注意事項
    - ・申請前に工事を着工した場合は補助対象外となります。
    - ・申請手続きは一般的に浄化槽工事業者が代行して行っていますので、工事の契約をする前に浄化槽工事業者に確認してください。
    - ▶申請・問合せ先 役場安全安心課 ☎ 47-5037

**CHECK** 副作用などを理解した上で接種を  
**子宮頸がん予防ワクチン**

**子**宮頸がん予防ワクチン接種は無料で受けることができますが、副作用が一定頻度で起こることがあります。副作用が起こる危険性や効果を理解した上で、接種を希望する人はご相談ください。

**CHECK** 早めの接種をお願いします  
**麻しん風しん混合**

**麻**しん風しんは感染力が強いため、予防接種で防ぐことが重要です。

- ▶対象
  - 1期 満 1 歳～ 2 歳に至るまでの幼児
  - 2期 来年少学校入学の幼児 (平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日生まれ)
- ▶接種期間
  - 1期 満 1 歳～ 2 歳に至るまで
  - 2期 4月1日⑧～令和3年3月31日⑨
- ▶実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関
- ▶接種費用 無料
- ▶申込・問合せ先 保健センター ☎ 88-5533

**CHECK** 合計2回の接種が必要です  
**二種混合**

- 種混合ワクチン (ジフテリア・破傷風) は、— 乳幼児期の三種混合ワクチンの 2 期として、小学 6 年生に接種します。
- ▶対象 平成 20 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれ
- ▶接種期間 4月1日⑧～令和3年3月31日⑨
- ▶実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関
- ▶接種費用 無料
- ▶申込・問合せ先 保健センター ☎ 88-5533

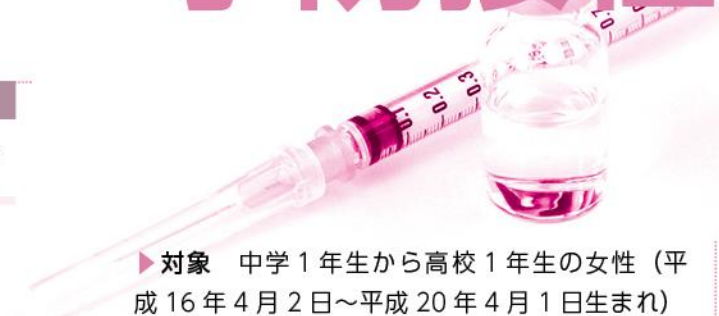
**CHECK** 接種期間を過ぎると任意接種に  
**高齢者肺炎球菌**

**高**齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を実施します。

- ▶対象 (次のいずれかに該当する人)
  - ①下表に該当し、自ら接種を希望する

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～31年4月1日
70歳	昭和25年4月2日～26年4月1日
75歳	昭和20年4月2日～21年4月1日
80歳	昭和15年4月2日～16年4月1日
85歳	昭和10年4月2日～11年4月1日
90歳	昭和5年4月2日～6年4月1日
95歳	大正14年4月2日～15年4月1日
100歳	大正9年4月2日～10年4月1日

- ② 60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある
- ※①・②に該当する人で、すでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は除く。
- ※②に該当する人で、接種を希望する場合は、事前に保健センターに申請してください。
- ▶実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関
- ▶接種費用 2,000 円 ※補助は一人 1 回限り。
- ▶持参するもの 配布された予診票、保険証、接種費用
- ▶実施期間 4月1日⑧～令和3年3月31日⑨ ※実施期間外での接種は全額自己負担。
- ▶申込・問合せ先 保健センター ☎ 88-5533



- ▶対象 中学 1 年生から高校 1 年生の女性 (平成 16 年 4 月 2 日～平成 20 年 4 月 1 日生まれ)
- ▶接種費用 無料
- ▶その他 申し込み方法などは保健センターへお問い合わせください
- ▶申込・問合せ先 保健センター ☎ 88-5533